

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
復興大臣 根本 匠 様

2013年6月18日  
全国保険医団体連合会  
会長 住江 憲勇

水野靖久参事官のツイートに抗議し、厳重な処分を求めるとともに、  
「子ども・被災者生活支援法」に基づく具体的な支援の策定と実行を求める

前略 東日本大震災からの復旧・復興に尽力いただいていることと推察します。

ところが、復興の先頭に立つべき復興庁の水野靖久参事官が、今年3月に被災者を支援する市民団体が開いた集会に参加した後、ツイッターに「左翼のクソどもから、ひたすら罵声を浴びせられる集会に出席」と書き込んだほか、別の日にも複数の国会議員を揶揄して「某大臣の虚言癖に頭がクラクラ」、「ドラえもんの通告が遅い」等と書き込んでいたことが報道されました。

6月13日の衆院東日本大震災特別委員会で根元巧復興大臣は、「事実とすれば国家公務員としていささか不適切な発言だ。不快な思いをさせたのであれば率直にお詫びしたい」と述べましたが、そもそも水野靖久参事官は、「子ども・被災者生活支援法」に基づく運用の基本方針策定作業の担当幹部職員です。

それがこのような書き込みを行い、いまだに復興庁が基本方針を示さない状況を見れば、水野靖久参事官が支援法の重要性を理解せず、その具体化を怠っていたことは明白です。「いささか」とか、「不快な思いをさせたのであれば」で済ませる問題ではありません。

なぜこうした人物を幹部職員としたのか。仮に任命時点でわからなかったとしても、その後、基本方針策定が遅々として進まないことについて復興庁の責任者は点検と指示を行う必要があったはずです。

被災地では、いまでも30万人を超える人が避難を続けざるをえず、農地復興割合38%、漁港復興割合36%、復興住宅着工割合41%という状況です。また東京電力福島第一原子力発電所事故は未だに収束されず、損害賠償は全く不誠実・不十分です。

一日も早い復旧・復興のためには、「子ども・被災者生活支援法」の基本方針の策定と実行、国による被災者の医療費一部負担金等の復活が不可欠です。

こうしたことから、下記の対応を図られるよう、強く求めます。

## 記

- 一．水野参事官がツイッターに書き込んだ動機や背景を調査し、厳重な処分を行うこと。
- 一．「子ども・被災者生活支援法」の基本方針策定作業の遅れの原因等の分析を行い、基本方針策定作業を、復興大臣が責任を持って早急に進めること。再発防止に努めること。
- 一．著しい被害を受けた方の医療・介護等の保険料・窓口負担に対する国による全額免除措置を復活・遡及適応し、被災前の生活に戻るまで継続すること。